

令和3年8月1日

お客様 各位

柏崎信用金庫

## 約定完済後の債権書類等のお客様への返却終了に関するご案内

平素は、弊金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊金庫より事業用融資および消費性融資をご利用いただいているお客様におかれましては、毎月のご返済により完済（契約終了）されましたお客様に、ご融資の契約書類等を返却しておりましたが、原則、契約書類等の返却を終了することといたしましたので、ご案内申し上げます。

契約終了後の融資契約書類の返却を希望するお客様におかれましては、誠に恐縮ですが、ご利用いただいた営業店にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、契約終了した契約書類等につきましては、1年間営業店で保管しておりますが、その後、弊金庫で責任を持って廃棄処分とさせていただきますので、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. ご融資の債権書類等の返却終了開始日

令和3年10月1日より

#### 2. 返却終了対象のご融資科目

- ① 事業用融資の証書貸付（約定完済分に限りませす。）
- ② 消費性（個人）融資の証書貸付（約定完済分に限りませす。）  
※ 個人住宅ローンは対象外とさせていただきます。

以上